

群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 4 号

改正 平成28年 2月19日条例第2号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の情報の保有する公文書の公開に関する必要な事項等について定めることにより、住民の広域連合行政への参加を推進し、広域連合行政に対する理解と信頼を確保し、公正で開かれた広域連合行政を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録その他これらに類するもので、組織的に用いるものとして当該実施機関において保有しているものをいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公開することのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

(公文書の公開義務)

第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対

し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人も閲覧できるとされている情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名
 - オ 実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち公開することが必要なものとして、実施機関があらかじめ公示した基準に該当するもの
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 実施機関との契約又は当該契約に関し作成された実施機関の支出に係る文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名
- (4) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 広域連合の機関内部又は機関相互若しくは国又は他の地方公共団体及び公共的団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に住民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利

益を及ぼすと認められるもの

- (6) 実施機関又は国等の機関が行う監査、検査、交渉、争訟、試験、人事等の事務事業に関する情報であって、その内容及び性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業に関する関係者との信頼関係が著しく損なわれ、これらの事務事業の実施の目的が著しく失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いて当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開したことと同様になる場合は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公文書の公開請求の手続)

第10条 第5条の公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上不備があると認められるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求があつたときは、その日から起算して15日以

内に、当該公開請求に係る公文書を公開するかどうかの決定（第9条の規定による公開請求を拒否する旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、公開する旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないことと決定（第9条の規定により公開請求を拒否するときを含む。）した場合は、公開請求者にその理由を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項の規定する期間内に決定することができないときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、当該延長する期間及び理由を書面により速やかに通知しなければならない。
- 5 実施機関は、広域連合以外のものに関する情報が記録されている公文書の公開決定等を行うときは、あらかじめ当該広域連合以外のものの意見を聴くことができる。
- 6 実施機関は、前項の規定により広域連合以外のものの意見を聴いたときは、公開決定等の内容を当該広域連合以外のものに通知しなければならない。

（公文書の公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内に公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分について当該期間内に公開決定等をし、残りの公開請求に係る公文書については相当の期間内に公開決定等ができるものとする。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、前条第1項に規定する期間内に次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条を適用する旨及びその理由

（2）残りの公文書について公開決定等をする期限

（公文書の公開の実施）

第13条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付その他相当な方法により、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により公文書を公開する場合において、当該公文書が汚損又は破損されるおそれがあると認めるときその他相当な理由が

あるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

(第三者保護に関する手続)

第14条 公開請求に係る公文書に広域連合、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者(以下この条、第17条及び第18条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、第11条第2項により公開決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公益上特に必要であると認めて公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、第11条第1項の規定にかかわらず、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第15条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は無料とする。ただし、公文書の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例2・追加)

(審査請求があった場合の措置)

第16条の2 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をしなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

（平28条例2・一部改正）

（諮問をした旨の通知）

第17条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平28条例2・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2） 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平28条例2・一部改正）

（審査会）

第19条 この条例又は行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、審査会を置く。

2 審査会は、次条の規定による調査審議のほか、情報公開制度の運営に関する事項について、実施機関に対し建議することができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 審査会が調査審議する会議は、公開しない。

5 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平28条例2・一部改正)

(審査会の調査権限等)

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平28条例2・一部改正)

(答申書の送付等)

第21条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(平28条例2・一部改正)

(他の制度等との調整)

第22条 法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている場合においては、当該法令等の定めるところによる。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館その他の施設において、住民の利用に供することを目的として管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、適用しない。

(実施機関の説明責任)

第23条 実施機関は、この条例に定める公文書の公開のほか、住民が必要と

する情報の的確な把握、広域連合の施策に関する情報の広報等を活用した積極的な提供、広域連合の施策に関し説明する機会の拡充、行政資料の積極的な提供等により、迅速かつ分かりやすい情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、もって広域連合の諸活動を住民に説明する責任を全うするよう努めるものとする。

（検索資料の作成）

第24条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等の資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（実施状況の公表）

第25条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関の公文書の公開に関する実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、施行日以後に作成され、又は取得された公文書について適用する。

（公文書の任意的な公開）

3 実施機関は、施行日前に作成され、又は取得された公文書について公開の申出があった場合には、この条例の趣旨にのっとりこれに応じるよう努めるものとする。

附 則（平成28年2月19日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。